

災害時要援護者名簿の提供について

港北区では、日頃からの地域での支え合い等の取組によって、災害発生時に要援護者の安否確認・避難支援などが迅速に行われるよう、協定を締結している自治会町内会へ名簿の提供を行っています。今年度も要援護者宛に、自治会町内会に提供する名簿への掲載に関する同意確認を12月下旬から1月上旬にかけて行ったところです。

つきましては、今後の名簿提供と訪問時に活用する啓発物品について、お知らせします。

1 要援護者への同意確認方法について（12月中旬発送済、1月6日返送期限）

（1）同意方式で協定を締結している地区（裏面資料1）

今年度新たに対象となった方及び過去に同意のなかった方に「同意書」を送付しました。

（2）情報共有方式で協定を締結している地区（裏面資料2）

今年度新たに対象となった方に「不同意書」を送付しました。

2 今後のスケジュール

	区役所	自治会・町内会
令和7年 1月下旬～ 2月上旬	区連会での周知 トイレパック必要数確認 トイレパック不用の回答 (FAX 又は郵送)	
令和7年 3月上旬		令和6年度名簿・トイレパックの提供 (郵送)
令和7年 3月下旬		令和5年度名簿の返却 (郵送)

3 令和6年度の名簿の提供及び令和5年度の名簿の返却について

令和6年度の名簿は令和7年3月上旬までに、協定を締結している連合町内会長または単位町内会長あてに郵送します。

また、令和5年度の名簿(令和6年3月に配布した名簿)につきましては、令和6年度の名簿とともに同封をさせていただき、レターパックに入れて3月31日までに返却をお願いします。

4 訪問時に活用する啓発物品（携帯トイレパックと啓発チラシ）の提供方法について

平常時の顔のみえる関係づくりや要援護者の把握の取組を推進していただくことを目的に、区から啓発物品等の提供を行います。令和7年3月上旬までに、単位町内会長あてに郵送する予定です。

昨年度に引き続き、今年度は原則として名簿掲載者全員分を提供します。**不要の場合のみ、2月14日(金)までに回答書(別紙)にてお申し出ください。**

※協定を締結していない自治会町内会にも、10個提供します。

<トイレパックとチラシのセット>



■ 同意方式で協定を締結している地区（資料1）

☆同意方式とは…名簿提供について「同意した対象者」の名簿を提供する方式です。

・連合町内会

綱島地区連合自治会、大曽根自治会連合会、樽町連合町内会、師岡地区連合町内会
大倉山地区連合町内会、城郷地区連合町内会、新羽町連合町内会、新吉田連合町内会
新吉田あすなろ連合町内会

・単位町内会

【日吉地区】日吉本町東町会、日吉本町西町会、日吉町自治会、日吉町宮前自治会、
下田町自治会、サンヴァリエ日吉自治会、コンフォール南日吉自治会、
箕輪町町内会、日吉第7コーポ自治会、日吉第三コーポ自治会

【菊名地区】菊名北町町内会、錦が丘町内会、ふじ町内会、大倉山ハイム町内会
大倉山喜久和会、表谷町内会、大豆戸町内会

【篠原地区】菊名南町自治会、篠原西町自治会、仲手原自治会、篠原台町自治会、

【高田地区】高田西原自治会、高田町内会

【大曽根地区】大曽根睦会

■ 情報共有方式で協定を締結している地区（資料2）

☆情報共有方式とは…名簿提供について「対象者のうち、拒否の意思表示した方を除いた」
名簿を提供する方式です。

・単位町内会

【日吉地区】日吉台町内会、常盤会自治会

【菊名地区】泉ヶ丘町内会

【篠原地区】仲手原南自治会、篠原東自治会

【高田地区】高田町住宅自治会、高田町住宅親交会、高田東町会、高田町親和会、
高田中央町内会、自治会しらさか

【樽町地区】パークシティ綱島自治会

5 名簿の提供に係る個人情報の取り扱いについて

情報取扱者は必ず年に1回個人情報保護に関する研修を受講していただくことになってい
ます。研修用DVD(3月に改訂・配布予定)を回覧していただくか、港北区ホームページにて
掲載の資料を閲覧していただく等により、研修を実施していただくようお願いいたします。
ホームページの検索は、こちらのキーワードをお使いください。

検 索

港北区 要援護



担当 港北区高齢・障害支援課

渡邊、浜崎、野口

電話 045-540-2317

FAX 045-540-2396

別紙

FAX 045-540-2396

回答書

※新規名簿掲載者分のみ希望する又は全員分を希望しない場合のみ、ご回答ください。

令和7年 月 日

所在地 _____

団体名 _____

会長名 _____

連絡先（電話） _____

令和6年度 災害時要援護者支援事業にかかる訪問時に活用する啓発物品（携帯トイレパック及び啓発チラシ）を、新規名簿掲載者分のみ希望する又は全員分を希望しないため、以下のとおり回答します。

新規名簿掲載者分のみ啓発物品を希望します。

全員分の啓発物品を希望しません。

※ 上記のどちらかにチェックをしてご返信ください。

※ 回答がない場合は、名簿掲載者全員分をお送りいたします。

【担当】

港北区役所 高齢・障害支援課
高齢・障害係 渡邊、浜崎、野口
〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 26-1
電話 045-540-2317
FAX 045-540-2396

回答期限 令和7年2月14日(金) (FAX又は郵送にてご回答ください)